

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく
ジャパン!

来年 4 月から

「子ども・子育て支援新制度」

が始まります！



利用手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、幼稚園や保育園などを利用するためには、申請により3つの区分による教育・保育を受けるための「支給認定」を受けることが必要となります。



利用手続きはこれまでと
どう変わるの？

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、全ての子どもと子育て家庭を対象に、市町村が幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

ここでは、新制度において変更のある幼稚園や保育園などの利用手続きについて、よくある質問をまとめました。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園、地域型保育

※「保育の必要な事由」・・・就労・妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること。育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。その他市が認める場合。

※2号・3号認定は、保護者の就労形態などにより、2つの利用区分に分けられます。

- ①「保育標準時間」利用：フルタイムを想定した利用時間（最長11時間）
- ②「保育短時間」利用：パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）



教育・保育を受けるための
「支給認定」とは？

「支給認定」には1〜3号認定があり、お子さんの年齢や保護者の就労状況などによって市から認定証が交付されます。認定区分によって利用できる施設などが変わります。





来年4月から新たに幼稚園
や保育園などを利用するに
はどんな手続きが必要？

利用手続きの流れは、利用する施設や
支給認定区分によって異なります。

幼稚園等を利用希望の場合

(1号認定)

- ① 希望する園に直接利用申し込みをする
- ② 入園の内定を受ける
- ③ 園を通じて支給認定を申請する
- ④ 園を通じて市から認定証の交付を受ける
- ⑤ 入園手続き

保育園等を利用希望の場合

(2号認定、3号認定)

- ① 市に支給認定を申請する(③と同時受付予定)
- ② 市から認定証の交付を受ける
- ③ 園の利用希望の申し込みをする
- ④ 利用希望、園の状況などにより、市が利用調整
- ⑤ 入園手続き



すでに通園中の場合、
必要な手続きは？

すでに通園中の場合も、利用のための
支給認定を受ける必要があります。手続
きの方法は、制度の内容及あわせて各園
を通じてお知らせします。



保育料はどうなるの？

新制度に移行する幼稚園、保育園など
の利用にかかる保育料は保護者の所得に
応じた支払いが基本となります。

現行の負担水準や保護者の所得に
て、国が定める基準を上限として、市が
定めます。具体的な保育料については、
今後検討し順次お知らせします。



お知らせ

- 来年4月に入園を希望する人の利用手続きなどについては、「広報あそ11月号」で詳しくお知らせします。制度については、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室ウェブサイトでもご覧になれます。(http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/)
- 市内の幼稚園には、認定こども園への移行を予定している園があります。詳しくは直接、各幼稚園にお問い合わせください。

問い合わせ

市役所 福祉課 ☎22-3167



各種予防接種のお知らせ

妊娠・出産を希望する方へ

風しん抗体検査・風しん予防
接種が無料で受けられます



昨年、大流行した風しん。妊娠期間の前半（20週頃まで）に妊婦が風しんに感染すると、赤ちゃんが目や耳、心臓などに障がいをもって生まれる可能性があります（先天性風しん症候群）。そのため、出産を考えている女性は特に、事前に風しんの予防が大切です。

熊本県では無料で風しん抗体検査を実施します。血液検査で、風しんに対する免疫（抗体）を持っているかどうか調べるができます。ですので、検査を希望する方はお早めに検査

をお受けください。また、免疫（抗体）の低かった方には、市が風しん予防接種の助成を行います。

「抗体検査」

●対象者

① 妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者。

② 風しんの抗体価が低い（H-I法16倍以下、E-I-A法8・0未満）妊婦の配偶者などの同居者。

※ただし、風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんにかかったことがある方を除きます。

●実施時期

平成27年2月28日まで（今年度のみです）

●費用 無料

●申込先

▼一の宮保健センター（☎22・5088）

▼阿蘇保健所（☎32・0535）

「予防接種」

●対象者

① 今回の県が実施する風しん抗体検査でH-I法16倍以下、E-I-A法8・0未満の方、及びその配偶者などの同居者（検査結果の添付が必要です）

② 過去の風しん抗体検査で、H-I法16倍以下、

E-I-A法8・0未満の方のうち妊娠を希望する方及びその配偶者などの同居者（母子手帳・検査結果等の添付が必要です）

●実施時期

平成27年3月7日まで（今年度のみです）

●費用 無料

●実施医療機関

阿蘇医療センター（☎34・0311）

●申込先

一の宮保健センター（☎22・5088）

1歳～5歳未満対象

水痘（みずぼうそう）の 予防接種が始まります

水痘（みずぼうそう）は、主に空気感染し、感染後10日～20日で発疹（最初は紅丘疹でその後水泡となる）と軽度の発熱を伴い、強い感染力を持ち、主に9歳以下でかかりやすい病気です。

対象者には個別に通知していますので、接種を希望する方は、通知をご覧のうえ、事前に左記医療機関にご予約ください。（すでに水痘に罹患した人は対象にはなりません。）

各種予防接種のお知らせ

65歳以上の方へ

成人用肺炎球菌の 予防接種が始まります



肺炎球菌は、肺炎をおこす原因菌

で、免疫力が低下した高齢者がかかりやすい病気です。症状は、咳、発熱、たん、等の風邪の症状に似ています。しかし、慢性気道感染症、中耳炎、敗血症、髄膜炎などの合併症を引き起こすなど、症状が重くなる場合があります。



市では、対象者に対し自己負担額の一部を助成しています。

●対象者

①本年度に次の年齢になる人 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上
②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある方

●成人用肺炎球菌の予防接種実施医療機関

阿蘇やまなみ病院	☎ 22-0525
一の宮整形外科	☎ 22-3911
松見内科クリニック	☎ 22-0260
大阿蘇病院	☎ 22-2111
問端内科	☎ 32-0102
小野主生医院	☎ 32-0039
阿蘇温泉病院	☎ 32-0881
古閑医院	☎ 22-3000
市原胃腸科外科	☎ 34-1211
脇胃腸科	☎ 32-2500
家入整形外科	☎ 32-0048
さかなしハートクリニック	☎ 24-6262
栗林内科医院	☎ 24-1024
阿蘇医療センター	☎ 34-0311
波野診療所	☎ 24-2203
上村医院	☎ 0967-35-0336
阿蘇立野病院	☎ 0967-68-0111

●その他

▼問診票は実施医療機関にあります。
▼接種を希望される方は、事前に実施医療機関にご予約ください。
▼左記の医療機関以外の接種を希望される方は、一の宮保健センター（☎22・5088）までご連絡ください。

●接種期間

平成27年3月31日まで

●接種回数・費用

1回・自己負担額…2000円
(市の助成額…6050円)

※65歳以上の方は、1回限りの接種となりますので、10月1日以前に接種したことがある方は、接種の対象になりません。
※上記年齢以外の方は、次年度以降、順次対象となります。

●実施医療機関

▼松見内科クリニック	☎ 22・0260
▼たくと小児科クリニック	☎ 34・2202
▼小野主生医院	☎ 32・0039
▼阿蘇温泉病院	☎ 32・0881
▼阿蘇医療センター	☎ 34・0311



問 一の宮保健センター ☎22-5088